

学校いじめ防止基本方針

今治市立亀岡小学校
令和7年4月1日改定

1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、学校・地域・家庭その他の関係者との連携と協力の下、地域総がかりでいじめの防止等のための積極的な対策を行う。

2【学校が設置する組織】

亀岡小学校いじめ防止対策委員会

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事
人権・同和教育主任、研修主任、学級担任
養護教員、ハートなんでも相談員

亀岡小学校緊急いじめ対策委員会 (重大事態等)

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事
人権・同和教育主任、研修主任、学級担任
養護教員、ハートなんでも相談員
PTA会長

<外部専門家・関係機関等>

今治市教育委員会、今治市発達支援センター、ネウボラ政策課、スクールカウンセラー
今治警察署、愛媛県福祉総合支援センター

<役割>

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のPDCAサイクルの実行
- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- いじめに関する校内研修を企画し、計画的に実施
- 重大事態への対処
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携

3【未然防止のための取組】

- 学級経営の充実
- 人権・同和教育の充実
- 道徳教育の充実、体験活動の充実
- 分かる授業づくり
- 特別活動の充実
- 相談体制の整備、教育相談の充実
- インターネット上でのモラルに対する指導
- いじめを許さない児童を育てるための校内研修の充実
- 学校相互間の連携協力体制の整備
- 学校内での居場所づくり
- 縦割り班活動による人間関係づくり

4【早期発見・対応のための取組】

- 指導体制の確立、早期発見・対応のための研修
- アンケート等調査の工夫
- 相談活動の充実
- 保護者との連携、情報の共有
- 地域及び関係機関との連携

5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態等を含む

- 事実確認と実態把握
いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- 情報共有と組織的な対応
いじめの事実（いつ、だれが、だれによって、どのようなことで心身の苦痛を感じているか等）が確認された場合は、「亀岡小学校いじめ防止対策委員会」を開き、組織で対応方針を協議・決定する。
また、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- いじめを受けた児童への支援、保護者への説明・支援
いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を継続的に行う。いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う。
- いじめを行った児童への指導・支援、保護者への説明・支援
いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を迅速かつ継続的に行う。
- まわりの児童への指導・支援
- 関係機関との連携
犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
教育委員会への報告・連絡・相談を確実に行う。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校の調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 自尊心と規範意識の醸成
- 自他の命を大切にする心と態度の育成
- 子どもが安心して話せる環境づくり
- ネット等の安全で正しい利用法の指導

地域に求めること

- 子どもが安心して過ごすことができる環境づくり
- 子どもの見守り活動の充実
- 関係機関との速やかな情報提供と共有

【いじめ防止対策年間計画】

月 内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会				○		○			○	○		○
心のアンケート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○					○			○
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校評価				○					○			